

子ども手当の手続きはお済みですか

平成23年10月から子ども手当の制度が変わったことにより、これまで手当を受けていた方も含め、全員が新たに申請する必要があります。

2月10日(2月支払期)に手当を受給するためには、1月20日金までに申請が必要です。申請が必要な方には、平成23年10月下旬に申請書類を郵送していただきますので、次の窓口で手続きをしてください。

受付窓口
子育て支援課(社庁舎)
各庁舎窓口センター

支給日

1月20日までに申請
平成23年10月分の手当から認定(2月10日に手当を支給)

1月21日～3月31日までに申請
平成23年10月分の手当から認定(4月以降に手当を支給)

4月1日以降に申請
申請された月の翌月分の手当から認定(申請後、最初の支給日に支給)

3月末までに申請をされない場合は、平成23年10月分からの手当を遡って受け取ることができません。

問い合わせ

福祉部子育て支援課
(社庁舎) ☎43・0408

多子世帯の保育料を軽減します

3人以上の子どもを育てる世帯に対し、第3子以降のお子さまの保育料の一部を助成します。

対象

次の両方を満たす世帯とします。

18歳未満の子どもが3人以上あり、かつ、第3子以降の子どもが保育所に通っていること

世帯の前年の所得税の合計

助成額

額が40,000円未満で、月額保育料が、0～2歳児で24,000円以下、3～5歳児で23,000円以下であること

月額6,000円を超える保育料に対して、0～2歳児で月額4,500円、3～5歳児で月額3,000円を限度に助成します。(保育料が月額6,000円以下の場合

は対象外となります)

申請方法

市内保育所、各庁舎窓口センター、子育て支援課(社庁舎)にある申請書に必要事項を記入のうえ、2月1日水から2月20日月までに、各庁舎窓口センター(または子育て支援課)に提出してください。

問い合わせ

福祉部子育て支援課
(社庁舎) ☎43・0408

加東市高齢者保健福祉計画の パブリックコメントを募集します

市では、平成24年度から平成26年度を計画期間として、高齢者の保健・福祉・介護のあり方の基本方針となる「高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」の策定を進めています。

このたび、その素案がまとまりましたので、市民のみならず、素案に対する意見を募集します。

募集期間 1月6日(金)～1月25日(水)
閲覧場所 高齢介護課ラポートやしろ市ホームページ

対象者 市内に在住・在勤・在学の方

意見の提出方法

任意の用紙に、意見・住所・氏名・電話番号を記入のうえ、持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかで提出してください。

提出・問い合わせ

〒673 1493
加東市社25番地
加東市福祉部高齢介護課
☎43・0440
FAX 42・1735
電子メール
kaigohoken@city.kato.lg.jp

加東市インターネット公売

公売物件確認
インターネット
<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>
から詳細を確認いただけます。
市役所掲示板
公売公告を掲示します。

申込方法
上記のホームページアドレスからお申し込みください。

申込期間
1月6日(金)13:00～20日(金)23:00

入札期間
1月27日(金)13:00～29日(日)23:00

買受代金納付期限 2月6日(月)

下見会
日時 1月13日(金)10:00～16:00
場所 市役所社庁舎口ビー

問い合わせ
総務部税務課(社庁舎) ☎43-0398